

議 事 録

S-F3

公 開 可 否

配布先		主催		No.			
議事録名 平成27年度 佐久市地域包括支援センター運営協議会		部長		次長			
		承認		事務局			
		承認		事務局		記録者	
日 時	平成27年12月11日		開催場所	佐久市役所 501会議室			
時間	13:30～14:30						
出席者	和田裕一、矢羽田明美、金澤秀典、高見澤秀一、大森健、山本正一、佐藤悦生、小平實、田島弘、井出充美、中村美登里、花岡丈夫、田村はるみ、仁科隆子、関和子						
提出資料	地域包括支援センター運営協議会会議資料				5点		
(報告事項) (1) 平成26年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算報告について (2) 平成27年度地域包括支援センター事業計画(事業実施状況)及び収支予算について (3) 新しい地域支援事業及び平成28年度地域包括支援センター事業について (4) その他 (質疑応答) 1 開会 2 部長あいさつ 3 委嘱書交付 4 委員紹介 5 会長選出 6 新会長あいさつ 7 報告・協議 (1) 平成26年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算報告について 事務局説明 資料1、2 会長 最近の包括支援センターで困っていること等あるか。 委員 地域包括ケアシステムの構築ということで、たくさんの課題がある。やはり地域性があるので、まず自分が担当している地域を把握して、地域課題を抽出し、その課題をどのように解決するかということを通して、地域包括ケアシステムを実現していくように努めている。今年度から地域ケア会議を開催するようになっているが、関係機関の方、地域の方、民生委員さんにおいていただいて、地域包括支援センター主催で運営し、そういった会議を行っていくよう努めているところである。 委員 来年度の総合支援事業に向けて新しいことを包括全体でも進めているところであるが、まず地域を知るというところから行っている。浅科・望月と2つ支所があり、同じ地区の中でも特色がある。同じようにやっているつもりでも地区によって地域の方の立場も違うし、それを知った上でということで、今情報収集をしている。それをどのように利用して来年度につなげていくか。まずは、地域をよく知るということを含めてやる。来年度、方針が決まったところでそれにのっていきけるように遅ればせながら必死で私自身も包括も行っている。							

会長

高齢者が増えていく状況において、介護保険の中身を見ても全ての事業所の中でも地域包括支援センターが最も新しい部分が増えてきているという印象を持っている。困難な制度だが、よくみていきたい。3P～6Pにそれぞれの業務の内容について各包括支援センターの成績が掲載されているが、ものによってまちまちというか、非常にあるところでは多くて、あるところでは少なくてという傾向が見られるが、得意な分野が包括支援センターごとにあるのか。

委員

包括によって特色があるというのは、自分たちでは分からないところがある。しかし、記録の仕方というもある。何でも相談窓口のため様々な相談を受けている。自分たちの中でこういう相談はどこに入れるというような取り決めをして記録を標準化して入れるようにはしているが、どうしても時間と共にばらつきが出たり、解釈を間違えたり、差が出てきてしまっている。もう一度見直し、学習会をし、標準化を図っていく努力はしている。この数がすごく違うというのは、包括によって違うというよりも地区の住民の方の様子が違うので、ばらつきが出ているように感じる。

会長

包括支援センターのスタッフの特徴というよりは、地区による違いと。例えば、4Pを見ると後見制度は佐久中部が多く、岩村田は少ないが、地区の特徴という判断でよいのか。

委員

実人数でみていただくと真ん中の虐待が岩村田・東包括は9件で、中部包括は11件。ひとつのケースに関わる回数がケースの困難さによってある程度違って来るのではないかと感じている。成年後見制度に関しては、昨年加藤という管理者がおり、とても成年後見制度に精通していたため数が伸びていたり、実際に成年後見制度を利用するようにご理解いただいたケースも多かったのも、伸びていると思う。

会長

いずれにしても年間3,000件数ずつぐらい相談件数が地域全体で増えているということで、多岐にわたる相談に対応している。皆さまからどうか。

委員

高齢者の実態把握について非常にばらつきがある。ある程度基準をまとめて統計が近づくような方法を見出してもらった方が私たち委員としても色々検討のしようがあるのかなと思う。

会長

データなので、判断基準の違うデータであると大きく変わってくるため揃える記載をお願いしたい。

委員

6Pですが、介護支援専門員指導相談とその下に介護支援専門員困難事例があるが、岩村田・東包括の2つのバランスがとれていないが、原因があるのか。

会長

いわゆる介護支援専門員、ケアマネージャーを指導するということか。そこで、ケアマネージャーさんの困難事例この2つが分からない。

委員

介護支援専門員指導相談という上段の項目については、介護支援専門員の方が要介護1から5のついた方を介護申請までは把握してくれる。その時に介護支援専門員から相談をもらい、それに対してサービスや協力してもらえる方の助言を包括で行っている。居宅のケアマネなどに対して、1人で抱え込まないようにアドバイスをしながら指導相談ということで記録している。下段の介護支援専門員困難事例とは、介護支援専門員の方が困難に思っているケースに関してアドバイスをしたということを書いている。こちらも記録の仕方にもよる。そのためデータ化した際にこれを見て判断していただく中では、標準化しておらず申し訳ないと思う。

会長

記録のつけ方であるが、ここは包括支援センター運営協議会なので、どういったことをやっているか把握するのはとても大事。それにおいて、判定基準が違っているようでは、集計として意味がない。もう少し計画してほしい。

(2)平成27年度地域包括支援センター事業計画(事業実施状況)及び収支予算について
事務局説明 資料3

会長

事業計画書については、概ね例年と同じということでよいのか。

事務局

はい。

委員

収入の部分の病院負担金のところだが、あるところとないところとあるが、どういったことなのか説明していただきたい。

事務局	事業業務負担分等があるが、市から負担金及び委託料等お渡しして地域包括支援センターを運営していただいているところであるが、各医療機関に委託をさせていただいている部分のところ、事業体の病院等から事業費等を補填して運用していただくような形の場所もある。
事務局	包括の方に市として委託する費用については、基準的にケアマネージャー、保健師、社会福祉士の賃金を一律の基準で見込ませていただいている。各包括に務めている皆さんについては、年齢構成等で賃金の違いもあるのが現実であるかと思う。そういう意味では、各包括ごとに人件費を計算することにはいかない、ある程度一律の基準で出させていただいている場合に不足してくる部分については、大変恐縮ですが、委託先の法人さんにご負担いただく所が出てきているかと思う。
会長	今ある地域包括支援センターは、最初の設立当初から病院併設で5箇所あるが、概ねどこも単体でみると赤字で、その部分を病院が補填しているのが現実。いわゆる地域だけでは賄いきれない。しばしば値上げをお願いしているところであるが、少しずつ解消されている。
委員	65Pにある⑨認知症行方不明者は、これから増えてくるのではないかと思っているが、認知症の方へのGPSの対応が実際どのくらい行われているのか、これからの方針等も含めて教えてほしい。
事務局	認知症の方が行方不明になってしまって捜索という事例が年間に数件発生をしているのが現実である。市の方としては、GPSの関係だが、市の助成制度として認知症のGPSを購入したり、契約をした場合については2分の1額、限度額が6,000円と決まっているが、それを助成する制度はある。ただ、その制度を利用して、導入する方は毎年少なく、せめて1年に1人あるかどうかくらいの状況である。かつてGPSをお持ちになっていた方が行方不明になったケースがあったが、その方はGPSをお持ちになり出たが、たまたま電池が切れてしまっており、使えなかったというようなこともあった。また、多くはペンダント型のGPSを使っていると聞いているが、出かけるときに高齢者の方が持たずに出かけてしまうということもあり、早期発見には大変役立つ制度であるが、なかなかGPSだけでは上手くいかないところがあるのが、現実である。本日の信濃毎日新聞に昨日の議会の質問でGPSの質問が出ており、答えている。確かにGPS機能の助成制度があるということを知らない方もたくさんいるのではないかとということで周知をきちんとやってくださいというご意見を議会の方からもいただいているので、あくまで助成制度のため全額補助できるわけではないが、ご希望の方には使えるように包括の皆さんと一緒にご案内していきたいと思う。包括の方でなにかあるか。
委員	GPSに関しては、お話いただいた通り。
事務局	認知症の行方不明に対応する施策を包括の皆さんと市、区長さん、関係者の皆さんで取り組んでいる事業があるので、包括の方から直接説明させていただく。
事務局	認知症高齢者の徘徊で、昨年、一昨年ぐらいに情報提供をお願いしますということが大変多くあった。市の方と話しをして、情報提供書というものとその方の連絡先のフローチャートというものを作らせていただき、ご家族様、地区の民生委員さん、区長さんも会議の中に入っていたり、連絡網のフローチャートの中に入らせていただくことによって、未然に防いだり徘徊に出た場合でもすぐに発見できるような体制を取れないかということで、話し合いを持たせていただいている。ご家族様から情報提供書と連絡網のフローチャートの方を作らせていただいて、市と包括の方で情報については預らせていただいている。現在、市内で88名の方の情報を預らせていただいて対応している。写真も一緒にお預かりしているので、なにかあった時には情報提供をさせていただけるような形になっている。
会長	88人のリスクのある高齢者が選ばれているということか。
事務局	もしも介護保険を申請している方であればケアマネージャーさんとかご家族様からの徘徊の心配があると包括の方に相談があって、市の方とご相談させていただいて、地域で支えていくためには、情報を周りの方に知っていたかかないといけないということも含めて、そういった体制を取らせていただいている。私たちが選んでいるというより必要な方については、ご相談があったり私たちの方からご提案させていただいて、情報提供書と写真と連絡網のフローチャートを作らせていただくのはどうかというふうにご家族様にご相談させていただいて、行っていくようにしている。
会長	それは、全ての包括支援センター共有で見られるようなシステムになっているのか。

公開 可 否

事務局	各包括ごとでファイルで持っているような形になっている。個人情報になるので、包括ごとに厳重に鍵のかかるところにお預かりさせていただいている。市は市の方で厳重に管理していただいていると思う。
会長	GPSはかなり前に導入された物だと思うが、最近も数を増やしているのか。
事務局	GPSの関係は、助成制度として申請があって代行する方については助成をさせていただいている現状である。
会長	最近、新聞で見たが、靴に着けるGPSがあるらしくて、あれがいいらしい。
事務局	最近、靴のところに小型の発信機を入れるという、手段として新しい方法ができたが、料金等調べてみるとペンダント型の3～4倍ほどし、40,000円くらいかかる。
会長	利用者の負担はいくらくらいなのか。
事務局	6,000円が限度の助成のため、通常のペンダント型であると12,000～13,000円ぐらいで契約できるが、靴の中に入れるものであると少し高くなり、40,000～50,000円程かかってしまう。現在の負担金6,000円という限度の中では、利用者さんへの負担が多くなっている部分がある。
委員	その件について、参考になるか今役に立ってはいないが、私の区が東地区の伊勢林であり、防災の関係と組んで、「命の笛」という1個150円で首からかけられる笛を今年、全戸へ配布した。特に高齢者の徘徊や認知症の方の家族には、なるべくその笛をかけておいてくれと頼んでいる。その笛には、電話番号、世帯主、本人の名前等を含めて配布をしてあるのだが、それが役に立つかどうか、早期発見という立場からすると疑問が残る部分もあるが、徘徊に気をつけてという取り組みを行っている。
	(3)新しい地域支援事業及び平成28年度地域包括支援センター事業について 事務局説明 資料4、別添5
会長	今度の改正の後に包括支援事業に加え、生活支援体制整備事業というのをやらなければいけない。それをやるにあたっては、包括支援センター、現在5つあるわけだが、その全てに生活支援コーディネーターという新しい役職を設けて、そこに人材を置かなければいけない。5つの包括支援センターを区分けして考えているわけだが、それぞれの地域で包括支援センターが中心になり、地域別包括ケア委員会というのが行われてきた。それをもって第2層のそれぞれのグループの生活支援を行っていく。5つあるため、全体を統括するのが、現在行われている地域包括支援センター運営協議会、そのように位置づけるということでしょうか。
事務局	はい。
会長	一番は、包括支援センターに1名生活支援コーディネーターという新しいスタッフを加えて、こういった社会の変化に取り組んでいこうという計画ということである。生活支援コーディネーターになる方の背景みたいなものはなにか決まりがあるのか。
事務局	生活支援コーディネーターがどのような方になるかという部分であるが、国の方においては、保健師、介護支援専門員という専門資格を、とまでは記していない。地域の様子がしっかりと把握できる方、そして地域の状況を捉えてこの内容に基づいた行動ができる方たちが一番コーディネーターの役割としては望ましいかと思う。今年度の介護保険法の改正で新たに創設された部分であるが、佐久市は1年遅らせていただき、来年度からの配置ということで計画している。コーディネーターについては、平成29年までには日本全国の市町村で配置ということになってきており、全市区町村の中では、来年度から始めるのは早い方ではないのかと思っている。新たに出来た制度のため、これから実際にそれぞれの包括で活動していく中でもう少しきちんとした役割やどういった活動をしていくのかというのは、やりながら見えてくる部分もあるのではないかと感じている。あらかじめ一定の役割は決まっているが、実際に活動していく中でその役割をどのように果たしていくかというところは、高齢者福祉行政の中で共有をしていきたいと思う。

公開 可 否

- 会長
ここに書かれているもので見ると、より今まで以上に生活面の応援というか生活支援を担当するというような役割が強いというような判断でよいか。
- 事務局
その通りである。生活支援の部分の行動を地域でやれることはやっていこうという視点に地域づくりも含めてということになるので、そこが視点になると思う。
- 会長
来年の4月から、今ある地域包括支援センターの中に生活支援コーディネーターという役割の職員が1人ずつ増員されて、在宅で介護の必要な高齢者の方々の生活面のサービスをコーディネートしていくという職員が増えていくという計画である。
- 委員
特別養護老人ホームや公的な施設のホーム等はなかなか入りづらいということや入所を5年程待っている方がいるとの話を聞くが、そのようなことに対する推進や施設の増設等の話しには持っていないのか。そのような組織ではないのか。
- 事務局
生活支援コーディネーターは、どちらかと言うと施設を利用している方というよりも地域で暮らしている高齢者の支援をコーディネートしていく役割である。
特別養護老人ホームや老人保健施設の入所待ちの時間が大変長くなっているという部分がある。確かに現実的には、佐久市で特別養護老人ホームに入所されている方が約600名程いる。600名の方が特別養護老人ホームを申し込まれていて、まだ入所になっていない方たちである。全ての方たちが早急に特別養護老人ホームに入所しないといけないかと言うと違うが、そのうち約半数の方が既に有料老人ホームや老健施設やグループホームを利用しており、約半数の方が在宅で生活をされている。市内に8つ特別養護老人ホームがあり、特別養護老人ホームについては、申し込み順で入所できるわけではなく、施設に入る緊急度の高い方たちから入所できるような体制にそれぞれの施設がなっている。中には、要介護度5で在宅のサービスを使えるだけ使っても在宅での生活が難しい方については、長く待たずに入所する方もいるのが現実である。特別養護老人ホームに入ると途中で退所されてご自宅に帰られるという事が少ない中で、特別養護老人ホームに新規の方が入れるのは、施設利用者の方がお亡くなりになった時に新たに入れるというような状況である。100床あたりの1施設であると年間25人前後ぐらいの方が入っているが、待っている方がいるのも現実である。ただ、施設を増やせばよいのかというとなかなか難しい問題がある。100床の特別養護老人ホームが1つできるとおよそ3億円ぐらいの費用がかかる。その半分は保険料として負担する必要があることや半分は税金なのでバランスを考えながらの整備が必要になってくるのが現実である。今後も安部首相が介護人材介護離職を防ぐために特別養護老人ホームをたくさん作っていくというような方針も出ているが、概略的なものからしてもう少ししっかりした根拠がないとよく分からない部分がある。
- 会長
今の法人の長期計画の中で、この地域で特別養護老人ホームや老健等を今後増設する予定があるのか聞きたいようだが。
- 事務局
現在、平成27年度から29年度の3年間、第5期の介護保険事業計画というものを作成しており、そこに3年間の間に施設整備を予定する施設についても記載している。その中の一つとして特別養護老人ホームについては、50床増床することになっている。50床の増床については、昨年度予定事業者を公募し、本日の委員さんでいらっしゃる佐久福寿園の方で50床増床と昨日の50床増床もあるが、合わせて100床の特別養護老人ホームになるということで、今準備を進めている。ちょうど本日、起工式が行われたということで、平成28年の10月には、順調に行けば50床増えた特別養護老人ホームができる。もう一つは、老人保健施設だが、浅間病院のところにあるみすず苑が老人保健施設閉鎖をしていく方向にあるということで、新たにそれに代わる50床の老人保健施設を現在、公募中である。なかなか運営上が厳しいところもあり、手を挙げてくれる事業者がいてくれればよいという状況である。第6期については、整備計画を出していく予定ではある。
- 会長
なかなか介護保険も赤字傾向から国民健康保険と同じように強く値上げを許して、今年から佐久市も介護保険の値上げをしたわけである。やはり施設を作ることも非常に経費がかかる傾向があつて、現在6期までは決まっているが、第7期どうするかというのはこれからの検討で特養を作るかどうかということである。国の方向性としては、できれば在宅でということであるが、そうは言っても看る人がいないというような現状もある。

公開 可 否

委員

無届の介護ハウス、いわゆる法的でない所が全国的に増えているし、特に都市部に多いようである。佐久市の状態がいったいどうなっているのか。そのような実態は佐久市にはないか。無届で受け入れる介護施設、認可されていない施設が佐久市にはないのか。

事務局

特別養護老人ホームのような公的な介護施設と老人福祉法で規定されている有料老人ホームというのがある。県に届出をしている。もう1つはサービス付き高齢者向け住宅というのがあり、老人福祉法ではないが、市内には3箇所ある。無届の高齢者の方たちの住まいについては、現在のところ佐久市にはないのではないかと。

(4)その他
委員

佐久市に来年度から基幹型の包括支援センターが設置されるという話を伺って、先程の資料の中で、生活支援コーディネーターの協議体というところで、第1層の中にも生活支援コーディネーターというのが書かれているが、こちらは、基幹型の包括支援センターの方に同じく生活支援コーディネーターが配置されるということによいか。なおかつ、基幹型の包括支援センターの中にコーディネーターが配置されると共に第2層の各地域包括支援センターのコーディネーターをバックアップしながらやっていくというような考え方でよいのか。

事務局

現在の高齢者支援係の方で基幹的な事業を行っているが、今回、基幹型という明記の元に包括支援センターにおける内容を強化するというので、基幹包括支援センターというものを明記している。包括の生活支援コーディネーターの件についても担当の方で置いて実施していくことを考えている。

8. 閉会